

## 松山地方裁判所委員会（第18回）議事概要

### 1 日時

平成22年6月18日（金）午後2時00分から午後4時まで

### 2 場所

松山地方裁判所裁判員候補者待機室（4階）

### 3 出席者

（委員） 秋山修，加藤令史，門屋淳，兼平裕子，亀岡マリ子，小島浩，  
福居幸一，真木啓明，三好伊佐夫，村越一浩（五十音順）

（報告者） 濱口民事第一部部総括

（事務担当者） 山田事務局長，上田民事首席書記官，菅刑事首席書記官，西  
山総務課長，村岡総務課課長補佐，平野庶務係長

### 4 議事（■委員長，○委員，▲報告者，●事務担当者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（福居委員）

（3） 濱口民事第一部部総括裁判官から，「開かれた司法」について，司法制度改革の内容として，アクセスしやすい裁判所，専門訴訟への対応，法曹制度の改革，裁判官制度の改革，国民の司法参加といった観点から，説明がされた後，意見交換がされた。

○専門委員と弁護士との役割分担については，どのようになっているか。

▲弁護士は，依頼者の立場になって，法律専門家としての役割を果たすのに対して，専門委員は，建築，医療といった技術的な専門分野で，裁判所や当事者に理解してもらうために技術的な専門分野を説明してもらっている。

○専門委員では，推進派と反対派があるような場合に，その影響はないのか。特に最先端の技術だと，分かれるのではないか。

▲専門委員には，その技術のポイントを教えてもらうこととなる。

○法曹人口の増加について，現状では検察官と裁判官の人数は，それほど大幅

には数は変わっていないと思われるが、弁護士は急激に増加しているが、弁護士の質は落ちているのではないか。

○従来であれば、弁護士は弁護士の法律事務所が受け入れて、その中で弁護士としてのノウハウを学んでいたが、法曹人口の増加により、事務所に受入が出来ず、いわゆる事務所に間借りする「ノキベン」や単独で行わざるを得ない「ソクドク」として、修習終了後すぐに1人で始めるのもある。こういった場合には、特に訴訟活動におけるクライアントとの対応でのノウハウが不足しているのではないか。こういった、ノウハウを学ばせてほしいところはある。

今後、弁護士も、社内弁護士や、外国との間の渉外弁護士といった違う分野での業務が拡大していくと思われる。

○下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、裁判官の10年ごとの再任の可否の審査を行っている。半年以上前から弁護士会等から資料の提出を受けるなどしており、年々再任の審査は厳しくなっているのではないか。

○裁判官の外部経験では、検察官のほか、弁護士経験も行われている。

○日本銀行でも商社などへの外部経験としての派遣を行っている。

○裁判官の他職経験については、多様な判断ができるようにという点に重点を置いていると考えられるが、結果は長い目でみないとわからないのではないか。

○検察庁では、従前から、外部経験は行われていたこともあり、人材育成のプログラムとしては、司法制度改革によって、特に増えたというわけではない。裁判員事件のオリエンテーションといった特定分野での内部研修はある。

○県庁においては、中堅職員を対象として、本人の希望によって、公務員以外の民間企業や銀行での1年から2年の研修が増えている。また、国の機関である経産省や総務省との交流も行われている。これらの研修や派遣を通じて、松山以外での仕事に携わることによって、視野が広がったり、違う角度で見ることができるといった効果がある。

○開かれた裁判所ということでの別の面からすると、裁判所の判決では、双方

が納得することもあり、不満を持つ場合や刑事事件での報復といった面でのリスク管理は十分であるのか。

○状況に応じて、対応ができるようにはなっている。

○法科大学院の制度は、地方の大学からすると、開かれたと思う。ただし、法科大学院では、年齢が高くなり、お金がかかりすぎてしまう。特に、理系は大学院を作りすぎたこともあり、就職先に困っている。法科大学院の制度でも、5年で3回しか司法試験は受験できない。そこで、だめだった人について、やり直しがきくのか、また、社会として受け皿を考える必要もあるのではないか。

○司法試験のハードルは高かったが、法科大学院の制度によって、人材としては、様々なキャリアを持った人材が出てくるのではないか。

○今回、裁判所の手続に関するパンフレットがあることがわかったが、一般には、これらのパンフレットのことは知られていないと思う。

○一般の人にとって、裁判所や弁護士とは関わりはないが、これらは、病院と同じようなものといえる。紛争について、放っておかずにすぐに手続や相談があれば、訴訟にならずに調停などですぐに解決できるのではないか。関わりをもたずにすめば、それでよい。

○手続のパンフレットは裁判所にこないともらえないのか。

●原則として、裁判所に置いているが、パンフレットの種類によっては、市町村に備え置きを依頼することもある。

○法テラスのパンフレットは置いているところが多い。裁判所のパンフレットについても、どこまで置くかにもよるが、県や市といった相談機関にこれらのパンフレットがあれば、相談機関の相談の際にも役に立つのではないか。

●裁判所では、受付相談としての手続案内はできるが、法律相談はできないという前提があるため、相談がどこまでできるかは難しいところである。パンフレットの配布先等については、検討したい。

○この地方裁判所委員会は、裁判所に対して、主体的に動けるのか。

■地方裁判所は、裁判所として独立している。また、各県で法曹人口も違うし、裁判所の在り方について、各裁判所にあったやりかたによることになる。したがって、それぞれの地域性に応じた司法の在り方について、各委員に意見を出してもらい、考える場としたい。

○法曹人口の拡大について、裁判官や検察官の人数が増えないと迅速にならないと思われるが、増えているのか。

■少しは裁判官の人数も増えているが、裁判所では、裁判官が増えるとそれに応じて、書記官や事務官の増員も必要になるうえ、設備も増やさないといけないこともある。したがって、弁護士のように急激に裁判官等が増えることは難しいのではないか。

○紛争について、大げさにならないうちに解決できる方法も増やすことも重要であろう。紛争について、どの解決の仕方がいいのか、いろいろな分野を増やして、解決方法も検討する必要があるのではないか。裁判所の行う解決方法について、今までのように重い紛争解決だけではなく、軽いものも増やす必要があるだろう。

○裁判官については、以前はテレビドラマなどでも不正確に扱われており、これは、近寄りやすいイメージがあったり、実態を知っている人がいなかったこともあろう。

○検察官は、数年前のテレビドラマで扱われたこともあり、イメージアップとなった。このドラマの際には勾留質問室など、実際の部屋も見せてもらっていたと思う。

## 6 次回期日

平成22年11月19日（金）午後2時から午後4時まで（予定）とし、「裁判員裁判について（施行後の状況）」を予定。

次々回期日は、平成23年2月14日（月）午後2時から午後4時までの予定